

2012.12.28 配布資料

## 「公衆の線量限度は年間 1 mSv」国内法の記述について

by ni0615 田島

### はじめに

「公衆の線量限度は年間 1mSv」ということは、国内法には書かれてないのでしょうか？  
去年の秋ごろまでは、誰も問題にしませんでした。「公衆の線量限度は年間 1mSv」は誰も疑わない常識だったからです。

ところが、去年の冬ごろからネットではそれを打ち消すような、妖しげな論説があふれてきました。  
試しに google 検索で、「1mSv 線量限度 法律」と打ち込んでみてください。

一番ひどいのがトップにヒットします。池田信夫ブログです。

- 「住民の被曝限度は年間 1mSv」と定めた法律はない

<http://ikedanobuo.livedoor.biz/archives/51804392.html>

また、こんなのにも当たります。日本保健物理学界の Q&A です。

- 被ばく限度について教えてください。<http://radi-info.com/q-1425/>

こういうものが氾濫しているのです。また、私は去年の今頃、あるメーリングリスト掲示板での論争に出会いました。それは別ファイルとして参考までに。

- 教えてください、1mSv の法的根拠 <http://p.tl/7ez9>

メーリングリスト掲示板での私の書きこみの不正確な部分を質す目的もあって、改めて条文を詳しく拾いなおしてみました。改めて勉強会など開きましょう。

- 公衆の線量限度は年間 1 mSv 法律記述.pdf (335.5 KB)

<http://www16.atwiki.jp/pipopipo555jp/pages/3248.html>

現時点での私の認識は以下のとおりです。

- ◆ わが国の法律は、施設の周辺や機器の外における被曝線量を年間 1mSv 以下と定め、「公衆の線量限度は年間 1 mSv」とした ICRP の 1990 年基本勧告に準拠
- ◆ 現行法は原発事故を想定していない。3.11 後の日本は放射能無法地帯で、IAEA 基準もしくは ICRP 議長レターの超法規的適用
- ◆ 3.11 福島第一原発事故が起きたのは、初めて原発事故を前提にした ICRP の 2007 年基本勧告をどう取り入れるか、法律改正を放射線審議会が検討中の事だった。
- ◆ 2012 年 9 月の原子力規制委員会設置に伴って、現在、法律の所管官庁を組替え中。

### 所管官庁ごとの『法律⇒施行規則⇒大臣告示』構造

#### ★経済産業省

原子炉規制法⇒同規則⇒規則の規定に基づく線量限度等を定める告示

#### ★文部科学省

放射線障害防止法⇒同施行規則⇒大臣告示「同位元素の数量等を定める件」「設計認証等に関する

技術上の基準に係る細目を定める告示」

★厚生労働省

労働安全衛生法⇒電離放射線障害防止規則（周辺や外、つまり公衆に関する規定はなし）

◆2012年9月19日の原子力規制委員会発足により、「x x 大臣が定める線量限度」という表現が「原子力規制委員会が定める線量限度」という表現に改正中。

これまでの原子力・放射線施設の所管(要確認箇所あり)

	事業者	所管省庁	所管法
<b>1、事業者を管理する</b>			
<b>1-1.原子力発電施設</b>			
	電力会社 8 社 日本原電	経済産業省 <通産省>	原子炉規制法 <核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律>
	日本原子力研究開発機構（常陽、もんじゅ）・大学の研究炉	文部科学省 <科学技術庁>	放射線障害防止法 <放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律>
<b>1-2.核燃サイクル・処理埋設施設</b>			
	日本原燃 （六ヶ所村など）	経済産業省 <通産省>	原子炉規制法 <核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律>
	日本原子力研究開発機構（東海村など）	文部科学省 <科学技術庁>	放射線障害防止法 <放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律>
<b>1-3.その他</b>			
	燃料輸入・加工業者	経済産業省？	原子炉規制法 <核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律>
	医療用アイソトープ	日本アイソトープ協会・文部科学省	放射線障害防止法 <放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律>
	サイクロトロン(重粒子線)など 放医研、日本原研機構 理研、高エネ研など	文部科学省？	放射線障害防止法 <放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律>？
<b>2、職業人を守る</b>			
	原発労働者	厚生労働省 <労働省>	労働衛生法 電離放射線障害防止規則
	医療従事者	厚生労働省 <厚生省>	医療法 医療法施行規則
	国家公務員	人事院	人事院規則
<b>3、住民を守る</b>			
	一般公衆	確かに、直接公衆を守るための独立した法律はない。専門の所管省庁もない。しかし、事業者を規制する法律それぞれには、住民や環境を守るためであることが記されている。	

続きは、<http://www16.atwiki.jp/pipopipo555jp/pages/3248.html>